



## 労災保険の対象になる人、ならない人について

特定社会保険労務士 青木 怜 司

● COCORO 社会保険労務士法人

〒 381-2211 長野市稲里町下水鉤 397

TEL: 026-214-7014, FAX: 026-214-7214, mail: cocoro-sr@rose.plala.or.jp

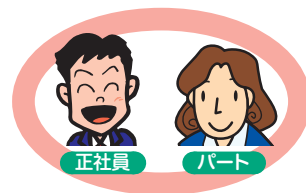


今回は、ご夫婦・息子さん・正社員・パートの計5名で卸売業を営む株式会社A商店を例にして、労災保険の対象になる人、ならない人についてお話させていただきます。



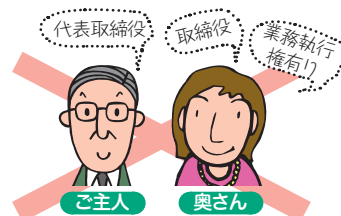
### ① 基本的な考え方

正社員、パート、アルバイト等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象となります。日雇労働者や学生アルバイトも対象になりますので注意して下さい。A商店の正社員とパートはこれに該当しますので、労災保険の対象になります。



### ② 法人の役員は？

代表権・業務執行権を有する役員は、対象になりません。ただし、取締役であっても業務執行権を有する取締役の指揮監督を受けて労働し、賃金を受けている人は対象になります。取締役兼営業部長のような、いわゆる兼務役員と呼ばれる人ですね。A商店はご主人が代表取締役で奥さんが業務執行権を有する取締役となっており、お二人とも労災保険の対象にはなりません。



### ③ 親族は？

A商店の息子さんは社長夫婦と同居していますが、取締役ではありません。この場合はどうなるのでしょうか。同居の親族は原則として労災保険の対象になりません。ただし、同居の親族とともに一般労働者を使用し、次の3つの条件をすべて満たした場合は労災保険の対象になります。



- ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。
- ③始業就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等並びに賃金の決定、計算方法、支払いの方法、賃金の締め切り、支払いの時期等が就業規則などによって明確に定められており、かつ、その管理が他の労働者と同様になされていること。

A商店の息子さんは、正社員と同じような働き方をしており、上記の①～③の条件を満たすので、同居の親族ですが労災保険の対象になります。

1点ご注意いただきたいのが、親族の他に一般労働者がいないと労災保険の対象にならないということです。もし、A商店が家族だけで経営していた場合、いくら「息子は正社員として扱い、賃金を支払っている」と言っても労災保険の対象にはなりません。

#### ④ 労働保険料の申告はどうするの？

年に1回労働保険料の申告がありますので、これまでお話しした基準に沿って労災保険対象者の年間賃金を申告していただければと思います。

ここで、ご質問をいただくことが多い兼務役員の賃金の申告の仕方について、次の給与明細書を例にしてお話したいと思います。



基本給	300,000 円
役員報酬	200,000 円
営業手当	25,000 円
家族手当	10,000 円
通勤手当	5,000 円
合計	540,000 円

保険料の対象となる賃金は、「取締役としての職務に対する報酬を除き、一般の労働者と同一の条件のもとに支払われる賃金のみ」となりますので、この場合は、合計から役員報酬 200,000 円を引いた 340,000 円が申告の対象となります。

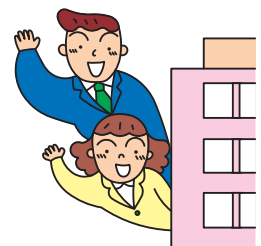
また、建設業の方は、一括有期事業の報告で元請工事の請負代金の額を毎年申告しますが、元請工事であっても、「事業主が一人で行った工事」や「一人親方等の労働者にあたらぬ人だけで行ったことが明らかな工事」は申告の対象外となりますのでご注意ください。

#### ⑤ 労災保険の対象にならない人が 労災保険に加入することはできないの？



こちらも最近よくお問い合わせをいただきます。代表取締役、取締役、個人事業主あるいは同居の親族のため、労災保険の対象にならない人でも労災保険に加入できる「特別加入制度」というものがあります。

特別加入をするには、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託することが条件のひとつになっていますが、長野市商工会も労働保険事務組合になっておりますので、詳細については窓口にお問い合わせいただければと思います。



**事業主等の  
皆さまへ**

今回は労災保険についてお話させていただきました。ケースバイケースでこの人は対象になるの？ならないの？といったことがあると思います。労災保険の対象にならない人が仕事に事故があった時、特別加入制度を利用していなければ労災からの給付は受けられなくなってしまいますので、判断に迷った時はぜひお近くの社会保険労務士までご相談下さい。

